

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



IFRS in Focus

財務報告

IASB は、IFRS 第 17 号の経過措置を修正する

目次

背景

本修正

発効日

さらなる情報

本 IFRS in Focus は、2021 年 12 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」というタイトルの IFRS 第 17 号「保険契約」の修正について解説する。

- IASB は、IFRS 第 17 号の経過措置に対する狭い範囲の修正を公表した
- IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に適用する企業に対して、本修正は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始の際に表示する比較情報が、IFRS 第 9 号について修正再表示されていない (比較対象期間に認識が中止された金融資産を含む) 金融資産に関連する。
- 本修正を適用することにより、IFRS 第 9 号の分類および測定 of 要求事項が金融資産に適用されたかのように、そのような金融資産に関する比較情報を表示することが認められる。この選択肢は、金融商品ごとに利用可能である。
- 分類上書きを金融資産に適用する際に、企業は IFRS 第 9 号の減損の要求事項を適用することは要求されない。
- 本修正は、IFRS 第 17 号を適用する前に IFRS 第 9 号を適用した企業にも適用可能である。当該企業に対しては、分類上書きは、比較対象期間に認識が中止された金融資産に適用され、企業が IFRS 第 17 号の適用開始の際にどのように資産を指定することを予想するのかに基づいて、IFRS 第 17 号の再指定の要求事項を適用することを認める。
- 本修正は、企業が IFRS 第 17 号を初めて適用する時に発効する。

背景

多くの保険会社は、IFRS 第 17 号を適用するまで IFRS 第 9 号「金融商品」の適用を延期することを認める一時的免除を適用することを選択している。しかし、当該 2 つの基準は、適用開始時に表示する比較情報に関して異なる要求事項を有する。IFRS 第 17 号は、企業が少なくとも 1 期の修正再表示した比較対象期間を表示

詳細は、下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

することを要求するが、IFRS 第 9 号は、比較対象期間の修正再表示を（要求しないが）認めている。IFRS 第 9 号は、IFRS 第 9 号の適用開始日より前に認識が中止された金融資産に IFRS 第 9 号を適用することを禁止している。

そのようにすることにより表示される情報の有用性を改善すると考えているため、多くの保険会社は、IFRS 第 9 号を適用する金融資産に対して、比較情報を表示することを予定している。しかし、一部の保険会社は、比較対象期間に IFRS 第 9 号を適用して分類された金融資産と IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用して分類された金融資産が混在している場合、表示される情報の有用性について懸念を提起している。比較対象期間において保険契約負債と金融資産の間に会計上のミスマッチを生じる可能性があるため、彼らは、誤解を招く可能性のある情報を生じさせる可能性があること指摘した。当該保険会社は、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号の完全適用を含む年度と比較すると、このような情報は説明が非常に難しいことを指摘している。

さらに、保険会社は、比較期間の期末まで修正、どの金融資産が IFRS 第 9 号について修正再表示されるのかを識別することが可能でないという運用上の複雑性に関しても懸念を提起している。

これらの困難に対処するために、保険会社は、IFRS 第 17 号の移行日時点の IFRS 第 9 号の分類の要求事項の適用を反映する金融商品に関する情報を表示する選択肢を、IASB に求めた。IASB は、公開草案 ED/2021/8「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」において IFRS 第 17 号のを提案することにより、これらの要望に対応し、今般最終化された。

本修正

金融資産に関する比較情報が IFRS 第 9 号について修正再表示されていない場合、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業は、金融資産に関する比較情報を表示する目的で、分類上書きを適用することが認められる。これは、企業が過去の期間を修正再表示しないことを選択する場合、または企業が過去の期間を修正再表示するが、金融資産が当該過去の期間中に認識が中止される場合の可能性もある。

見解

IASB は、特定の金融資産に対して分類上書きを適用することの便益がコストを上回るかどうかを企業が評価できるように、分類上書きは金融商品ごとに選択可能であるべきであると結論付けた。しかし、IASB は、分類上書きを金融商品ごとに適用する選択肢は、例えば IFRS 第 9 号を適用する際に企業が事業モデルを評価するレベルを考慮することにより、より高いレベルの集約で企業が適用することを妨げないと考えた。

本修正は、分類上書きを金融資産に適用する企業が、金融資産についての比較情報を IFRS 第 9 号の分類および測定の要求事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように表示することを要求している。企業は、IFRS 第 9 号の適用開始時に金融資産がどのように分類および測定されると予想するのかを決定するために、移行日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならない（例えば、企業は IFRS 第 9 号の適用開始を準備するために行った予備的な評価を使用する可能性がある）。

見解

本修正の結論の根拠は、分類上書きを適用すると、企業は比較情報における金融資産の分類と測定を、その金融資産の分類と測定が IFRS 第 9 号の適用開始時に行われると企業が予想するものと一致させることを説明している。IASB は、この予想される IFRS 第 9 号の分類および測定は、企業が分類上書きを適用することを準備できるように、IFRS 第 17 号への移行日に決定するべきであると結論付けました。この決定を行う際には、移行日に利用可能な合理的で裏付け可能な情報を企業が使用する必要があります。例として、企業は、IFRS 第 9 号の適用開始の準備に実行されるビジネスモデルとキャッシュフロー特性の予備的な評価を使用できる。

分類上書きを金融資産に適用する場合、企業は IFRS 第 9 号の減損の要求事項を適用することは要求されない。本修正に基づいて決定された分類に基づいて、金融資産は IFRS 第 9 号の減損の要求事項の対象となるが、企業が分類上書きを適用する際に当該要求事項を適用しない場合、企業は IAS 第 39 号に従って前期に減損に関して認識された金額を引き続き表示する。それ以外の場合は、そのような金額は戻し入れられ、修正再表示された IFRS 第 9 号の減損金額に置き換えられる。

金融資産の従前の帳簿価額と、分類上書きの適用から生じた移行日現在の帳簿価額との差額は、移行日において期首の利益剰余金（または適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識される。

分類上書きを適用する企業は、分類上書きが適用された範囲（例えば、比較対象期間に認識が中止されたすべての金融資産に適用されたかどうか、IFRS 第 9 号の減損の要求事項が適用されたかどうか、およびどの範囲に適用されたかどうかを、財務諸表の利用者が理解することを可能にする定性的情報を開示する。

企業は、IFRS 第 17 号への移行日から IFRS 第 17 号の適用開始日までの間の報告期間の比較情報にのみ分類上書きを適用する。

IFRS 第 9 号の適用開始日において、企業は IFRS 第 9 号の経過措置を適用する。

見解

ED では、IASB は、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連しない活動に関して保有する金融資産に分類上書きは適用されないことを提案した。しかし、ED の回答者は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業に対して、保険以外の活動に関して保有する金融資産に分類上書きを適用することを認めることは、適用開始時において表示された比較情報の有用性を改善させることができると、IASB に情報を提供した。

したがって、IASB は、分類上書きの利用可能性を拡大することの便益は、把握されているコストを上回ると結論付けた。

本修正は、IFRS 第 17 号を適用する前に IFRS 第 9 号を適用した企業にも適用可能である。これらの企業について、分類上書きは、比較対象期間に認識が中止された金融資産に適用され、IFRS 第 17 号の適用開始において、企業がどのように資産を指定することを予想するのかに基づいて IFRS 第 17 号の再指定の要求事項を適用することが認められる。

見解

ED では、IASB は、分類上書きは、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業にのみ適用可能であることを提案した。しかし、利害関係者は、IFRS 第 17 号を初めて適用する前に IFRS 第 9 号を適用した企業に対して、それほど重大ではないが会計上のミスマッチが発生する可能性があることを IASB に情報提供した。このようなミスマッチは、これらの企業が比較対象期間に認識が中止された金融資産に IFRS 第 17 号 C29 項を適用できないために発生する可能性がある。したがって、IASB は、分類上書きをこれらの企業でも利用可能にするが、比較対象期間に認識が中止された金融資産に対してのみ利用可能となることを決定した

発効日

分類上書きの適用を選択した企業は、IFRS 第 17 号の初期適用時に分類上書きを適用する。

さらなる情報

IFRS 第 17 号の修正についてご質問がある場合は、通常のデロイト連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [Beyond the numbers](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オーランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001